

## 活動内容による貸館の可否の目安（サークル活動）【令和3年8月～】

### 【考え方】

- ・7月まで制限してきた下記の内容について一部緩和を行うが、各活動における十分な距離の確保や、基本的感染防止対策の徹底など十分な理解と協力を得られることを前提に活動を許可する。
- ・記載のない活動についても、上記の考え方を参考に判断を行います。
- ・その他全部の活動に共通する基本的感染防止対策は継続して実施する。（チェックリスト・利用者名簿提出・消毒等）

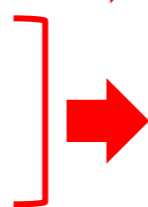
①マスクを外す活動

②マスク着用でも大声を発する活動

③マスク着用であっても、密着・密接が生じる活動



継続して貸館をお断りする。



不織布マスクを正しく着用した上で、各ガイドラインを厳守した活動を実施するのであれば利用可能とする。  
（※ガイドラインでマスクを外すことが認められていても、不織布マスクの着用は必須とする。）

### 【7月末までの基準】

内容	実施の可否	理由（判断基準）
カラオケ	×	大声を発する活動のため*
民謡	×	
合唱・コーラス・声楽	×	
詩吟	×	
尺八・お囃子・ハーモニカ・吹奏楽・オーケストラ等	×	マスクを外して演奏するため*
バンド演奏	△	ボーカル（歌唱）あり、マスクを外して演奏する楽器がある場合は*
日本舞踊	△	活動中もマスクを着用すること。接触や密着を伴うものは× 距離を取ったソロダンスやシャドー練習は○ 集団で行うダンスでも、対面を避け、十分な距離を取るのであれば○
剣舞	△	
社交ダンス・ジャズダンス・フォークダンス	△	
フラダンス	△	
民俗芸能（花笠踊り等）・ミュージカル	△	
伝統芸能	△	内容により判断
演劇・人形劇	△	内容により判断（密着するような活動は×）
吹矢	×	マスクを外して活動するため*
茶道	△	飲食を伴わない作法等の練習等であれば○
料理（飲食は原則×）	△ ※十分な対策が必要	調理時に感染防止策を徹底し、その場での飲食がなければ○。ただし、こども食堂についてはその場での飲食を認めるが、飲食時の感染防止策も徹底すること。 使用後に食器類、調理器具、テーブル等を十分に消毒すること。 ※事前に施設側と十分な打ち合わせを行うこと。

### 【変更（➡）及び継続制限（⚠）】

変更するもの	理由（判断基準）
△	不織布マスクを正しく着用、対人距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保し、各ガイドラインを厳守した活動内容を実施するのであれば○。（※マスク着用はガイドラインによらず必須とする。）
×	引き続き継続して貸館不可とする。
	変更無し
△	不織布マスクを正しく着用し、各ガイドラインを厳守した活動内容を実施するのであれば○。（※マスク着用はガイドラインによらず必須とする。）
×	引き続き継続して貸館不可とする。
	変更無し
	変更無し